

記者発表資料

平成27年6月8日(月)

保健福祉部社会福祉課(社会福祉係)

担当:西城(内線 432)

「屋久島町口永良部島新岳噴火災害義援金」の受付について

— 日本赤十字社を通じて被災地に送ります —

- 5月29日鹿児島県屋久島町口永良部島の新岳が爆発的噴火を起こし、現地では島民全員が島外へ避難する状態となり、長期化することが想定されます。
- この事態を受け日本赤十字社では、被災された方々を支援するため、義援金受付を行うこととしました。
- 本市においても日本赤十字社からの依頼を受け、次のとおり義援金を受け付けますのでお知らせします。

【受付期間】 平成27年12月25日(金)まで

【現金での募金を希望する場合】

- (1) 市役所正面玄関，階上出張所，大島出張所，唐桑総合支所保健福祉課(燦さん館)，本吉総合支所保健福祉課の各窓口に募金箱を設置します。
- (2) 受領証が必要な方は，各窓口に現金を持参してください。
※市役所の場合は，保健福祉部社会福祉課(ワン・テン庁舎2階)へお越してください。

【銀行振込での募金を希望する場合】

振込先 (1) 鹿児島銀行 鴨池支店 普通預金 664155

口座名義：日本赤十字社鹿児島県支部長

※受領証が必要な方は，日赤鹿児島県支部組織振興課(電話：099-252-0600)に連絡してください。

(2) 三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787515

(3) 三菱東京UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105510

(4) みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620278

口座名義：日本赤十字社

※金融機関によって，振込手数料がかかる場合があります。

※受領証が必要な方は，日赤本社組織振興部(電話：03-3437-7081)に連絡してください。

【税制上の措置】

個人については，所得税法第78条第2項第1号，法人については，法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。

また，地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。

【問合せ先】 保健福祉部社会福祉課 社会福祉係 電話：0226-22-6600(内線 432)